

## 介護予防支援事業所の指定更新について

### 1 指定（更新）申請について

平成18年4月の改正介護保険法の施行に伴い、指定更新制度が導入されました。それは、指定事業者の基準順守状況を定期的に確認するとともに、介護の質の確保を図るため、事業者指定の効力に6年間の有効期間を設けたものです。

このため、指定日（及び前回更新日）から6年を経過する際に、新たに指定の更新手続を行わなければ、有効期間満了とともに指定の効力が失われることとなり、以降、介護報酬の請求はできなくなります。

### 2 指定介護予防支援事業所「武蔵野市地域包括支援センター」の概要

事業者の名称	武蔵野市地域包括支援センター
事業所の所在地	武蔵野市緑町2-2-28
主たる事業所の所在地	武蔵野市緑町2-2-28
代表者の氏名	松下 玲子
更新指定の有効期間	令和3年7月1日～令和9年6月30日

### 3 実地指導について

実地指導日 令和3年1月26日

実施機関 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課介護保険係

指導結果 令和3年1月22日付2武健高第1698号により実施した実地指導の結果について、特に口頭・文書による指摘事項は認められませんでした。

### 4 更新についての意見